

龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（通所型サービス（独自）Ａ６）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位	
種類	項目									
A6	1111	通所型サービス１１	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１				1798	1月につき	
A6	1112	通所型サービス１１日割				日割の場合		59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス１２		事業対象者・要支援２				3621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス１２日割				日割の場合		119	1日につき	
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算１１	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１			-18	1月につき	
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算１１日割				日割の場合		-1	1日につき	
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算１２						-36	1月につき	
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算１２日割				日割の場合		-1	1日につき	
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算１１	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１			-18	1月につき	
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算１１日割				日割の場合		-1	1日につき	
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算１２						-36	1月につき	
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算１２日割				日割の場合		-1	1日につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算１	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１	376単位減算	-376	1月につき		
A6	6106	通所型サービス同一建物減算２			事業対象者・要支援２	752単位減算	-752			
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合					47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算					100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算					240単位加算	240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算					50単位加算	50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算					200単位加算	200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）			150単位加算	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）			160単位加算	160		
A6	6310	通所型一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算					480単位加算	480	
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ１	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援１	88単位加算	88	1月につき		
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ２			事業対象者・要支援２	176単位加算	176			
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ１		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援１	72単位加算	72			
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ２			事業対象者・要支援２	144単位加算	144			
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ１		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援１	24単位加算	24			
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ２			事業対象者・要支援２	48単位加算	48			
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算	100	1回につき	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	200		
A6	6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算	20		
A6	6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	5		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位	
種類	項目									
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算					40単位加算	40	1月 につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1 1	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	利用定員が19人以上の場合	所定単位数の111/1000 加算				
A6	6183	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2 1		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ		所定単位数の120/1000 加算				
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1 1		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ		所定単位数の109/1000 加算				
A6	6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2 1		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ		所定単位数の118/1000 加算				
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 1		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の99/1000 加算				
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 1		(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の83/1000 加算				
A6	6185	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1 2		(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	利用定員が19人未満の場合	所定単位数の117/1000 加算				
A6	6186	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ		所定単位数の127/1000 加算				
A6	6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1 2		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ		所定単位数の115/1000 加算				
A6	6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ		所定単位数の125/1000 加算				
A6	6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 2		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の105/1000 加算				
A6	6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 2		(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の89/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A 6	8001	通所型サービス 1 1 ・定超	イ ス 通所型サービス 費（独自）	事業対象者・要支援 1		1, 798単位	定員超過の場合 ×70%	1259	1月につき
A 6	8002	通所型サービス 1 1 日割・定超				59単位		41	1日につき
A 6	8011	通所型サービス 1 2 ・定超		事業対象者・要支援 2		3, 621単位		2535	1月につき
A 6	8012	通所型サービス 1 2 日割・定超				119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定 単位
種類	項目									
A6	9001	通所型サービス 1 1 ・人欠	イ ス 通所型サービス 費（独自）	事業対象者・要支援 1			1, 798単位	看護・介護職員が欠員の 場合 ×70%	1259	1月 につき
A6	9002	通所型サービス 1 1 日割・人欠		事業対象者・要支援 1			59単位		41	1日 につき
A6	9011	通所型サービス 1 2 ・人欠		事業対象者・要支援 2			3, 621単位		2535	1月 につき
A6	9012	通所型サービス 1 2 日割・人欠		事業対象者・要支援 2			119単位		83	1日 につき

2026年6月より適用

※ は塗られた部分のみの変更、 は新設